

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第3級に該当すると
して、障害等級第5級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、家屋解体工事現場において、外壁を倒し崩そうとした際に、倒れてきた外壁
が身体に当たり負傷した。同日、A医療センターを受診し、その後Bクリニックへ転医し、
「脊髄損傷後遺症、直腸膀胱機能障害」と診断され、休業及び加療を続け、平成〇年〇月
〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」とい
う。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者
災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下
「障害等級」という。）第5級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する
旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

今回の決定は、膀胱直腸排便障害に関する決定であり、下肢のけいれんは含まれてい
ないため、納得できない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) Bクリニック医師の意見書において、「画像診断結果で第4～5腰椎後方固定術を受け
ている。麻痺の範囲は下肢対麻痺、性状は歩行失調、起因部位は脊髄、関節可動域制限は
なし。感覚障害の範囲は対下肢、性状は鈍麻、神経因性膀胱障害または神経因性障害は有
り」と記載されている。

(2) A医療センター医師の診断書は、「尿道狭窄症を有することにより、自己導尿方法不可
能となり、尿道カテーテル留置状態である」と記載されている。

(3) 以上から、請求人に残存する障害は、「脊髄損傷のため、きわめて軽易な労務のほかに
服することができないもの」が相当であるとし、また、請求人に残存する神経症状は第4
～5腰椎後方固定術における脊髄損傷として両下肢の軽度な麻痺と両下肢の知覚鈍麻の残
存の中に包括されており、上位等級には至らないものである。

(4) よって、「神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務
に服することができないもの」（障害等級第5級1の2号）に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 地方労災医員は医証を踏まえ、請求人の残存障害の程度について、「受傷後の神経損傷

のため、両下肢麻痺及び膀胱直腸障害の著明な状態が持続している。A医療センター医師は、麻痺の範囲等で性状は弛緩とあり、いわゆるブラブラの状態であると所見し、麻痺の程度は両下肢「中程度」とある。介護の要否等で食事、入浴、用便、更衣は「自立」であるが、外出、買物は「介護」が必要と所見している。これらの点を勘案すると、請求人の障害状態は治癒時より悪化している。その程度は「生命維持に必要な身のまわりの処理は可能であるが、せき髄症状のために労務に服することができないもの」に相当する。」と所見している。

イ 地方労災医員の所見は、医証等をもとに、医学経験則に基づく所見であり、妥当なものであると認められる。

(2) 結論

以上から、請求人に残存する障害の程度は、「神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」（障害等級第3級の3）に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第5級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。